

貨物軽自動車運送事業（軽貨物）に関するよくあるお問い合わせ（R6. 4時点）

大阪運輸支局 輸送部門

No	質問	回答	参照URL
1	窓口業務時間をおしえてください。	午前は8：30～12：00、午後は13：00～16：00です。 （平日のみ。土日祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉庁）	
2	なにわ・和泉自動車検査登録事務所に届け出すことはできますか？	検査登録事務所では受付けておりません。	
3	大阪運輸支局（寝屋川）を經由せずに手続きを進められますか？	軽貨物事業に関する受付はまず大阪運輸支局（寝屋川）にて承ります。 大阪管轄で手続きに必要な事業用自動車連絡書の発行は大阪運輸支局（寝屋川）のみとなります。 ※ナンバーのみの変更（住所等同じ）、連絡書発行不要の代替の場合を除く。	<a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/04daigae.pdf">○事業用自動車等連絡書の発行が不要の代替 https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/04daigae.pdf</a>
4	5ナンバー（軽乗用）の車両を貨物軽自動車運送事業に使いたいのですができますか？	可能です。 ただし、積載する貨物の重量は「乗車定員数から乗車人数を控除した数に55を乗じた重量（単位kg）」以内に限り、ます。 例）乗車定員4名の軽乗用車に1名乗車して貨物を運ぶ場合に積載できる貨物の重量 （乗車定員4名－乗車人数1名）×55kg＝165kg 上記の制限を超える重量の貨物を積載したい場合は、乗用用途のままでは運送を行うことができません。貨物用途に構造変更を行う必要があります。手続きについては、軽自動車検査協会にお問合せください。 ※ 軽自動車検査協会 大阪主管事務所（なにわナンバー） 050-3816-1840 高槻支所（大阪ナンバー） 050-3816-1841 和泉支所（和泉ナンバー） 050-3816-1842	<a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001518568.pdf">https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001518568.pdf</a>

5	貨物軽自動車運送事業を經營するにあたり、車両は何台必要ですか？	1台から經營可能です。	
6	現在、軽貨物事業をやっているが、車両を増やす、減らす、入れ替える場合、どのように手続きをすればよいですか？	「貨物軽自動車運送事業經營変更等届出書（増減車届）」を運輸支局輸送担当へ提出してください。なお、車両数が0両になる場合は廃止となりますので、「貨物軽自動車運送事業經營変更等届出書（廃止届）」を提出してください。 運輸支局輸送担当での手続き後は、軽自動車検査協会にて車検証の記載変更等の手続きが必要になります。	<p>○新規 <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/02sinki.pdf">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/02sinki.pdf</a></p>
7	軽自動車（黒ナンバー）の使用者名義を変更したい。	現在の使用者の方が減車届（1台のみは廃止届）、次の名義の方が増車届（初めて黒ナンバーを付ける場合は経営届）をご提出ください。	<p>○増車 <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/03zousya.pdf">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/03zousya.pdf</a></p>
8	軽貨物事業を廃止したい。	軽貨物事業を廃止する場合は、「貨物軽自動車運送事業經營変更等届出書（廃止届）」を提出してください。	<p>○減車 <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/06gensya.pdf">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/06gensya.pdf</a></p>
9	バイクを使った貨物運送事業を始めたい。どのように手続きをしたらよいですか？	126cc以上のバイクを用いた運送事業は、貨物軽自動車運送事業（軽貨物）になります。 「貨物軽自動車運送事業經營届出書」を提出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けたのち、営業所（使用の本拠の位置）を管轄する運輸支局登録担当または自動車検査登録事務所に車検証の記載変更等の手続きを行い、緑ナンバーの交付を受けてください。名義変更や住所変更の際も同様の手続きが必要になります。 （※軽四輪車と異なり、軽自動車検査協会での手続きはありません。）	<p>○廃止（廃業） <a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/05haigyo.pdf">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/yusou/05haigyo.pdf</a></p>

10	届出について、費用はかかりますか？	届出について費用はかかりませんが、車検証・ナンバープレートの交付等については別途費用がかかります（詳しくは軽自動車検査協会までお訊ね下さい）。 ※ 軽自動車検査協会 大阪主管事務所（なにわナンバー） 050-3816-1840 高槻支所（大阪ナンバー） 050-3816-1841 和泉支所（和泉ナンバー） 050-3816-1842	
11	整備管理者を選任する必要はありますか？	1 営業所につき車両を10台以上保有する場合は、選任し、届出が必要です。	<a href="https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/hoan/hoan_top.html">https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/osaka/hoan/hoan_top.html</a>
12	事業用自動車等連絡書（以下 連絡書）の発行にはどのくらいの時間を要しますか？	記載事項に問題無ければ、その場で連絡書を発行できます。届出を提出する際、窓口での所要時間の目安は1者あたり5～10分程度です。（混雑具合により前後します。）	
13	車検証を持参する必要はありますか？	写しの持参（郵送は添付）が必要です。 なお、電子車検証の場合はICチップを読み取り、「自動車検査証記録事項」を印刷し、持参してください。 車両番号や車台番号、年式、用途種別、乗車人数、最大積載量等が誤りなく記載されているか確認する必要があるからです。 また、事業者独自で保管している車検証データの提示では受付できませんのでご注意ください。	
14	運輸支局の手続きは運送事業者本人が行かなくてはならないのでしょうか？	代理の方でも結構です。 ただし、各届出様式の記入については原則、申請者本人が行う必要がありますので、記入された様式をご提出ください。	

15	<p>遠方なので、郵送で対応してもらえますか？</p>	<p>届出を郵送にて行う場合は、下記を同封して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各種必要書類</li> <li>②返信用の住所を記載し、返信に必要な所定の額の切手を貼った封筒</li> <li>③提出者の連絡先を記入したメモ用紙等</li> </ul> <p>届出書類に誤りや記載漏れがあった場合は、受付することができず返却することになりますので、内容に誤りがないようご注意ください。また、申請者の発送からで処理後書類の受領まで1週間から10日ほどを要しますのでご注意ください。</p> <p>※郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねます。</p> <p>送付先：〒572-0846 大阪府寝屋川市高宮栄町1-2-1 大阪運輸支局 輸送担当</p>	
16	<p>荷主（取引先）や銀行から「許可書」「貨物軽自動車運送事業経営届出書」の控えを提出するよう言われましたが、紛失してしまいました。再発行はできますか？</p>	<p>届出ですので、許可書の発行はありません。控えが必要な場合は届出時に2部提出いただければ、1部受付印を押したものをお返しします。再発行はできませんので、大切に保管してください。</p> <p>控えを紛失した場合や、控えの発行を受けていない場合は、代わりになるものとして、貨物軽自動車運送事業経営届出がされていることの「証明願」があります。詳細は当部門までお問合せください。</p>	<p>大阪運輸支局HP→よくあるお問い合わせ「軽貨物運送」→☆申請書様式「届け出ていることを証明する場合」</p>
17	<p>連絡書の有効期限の1ヶ月を過ぎてしまったのですが、どうすればいいですか？</p>	<p>やむを得ない理由で有効期限を超過してしまった場合は、当部門へ持参または郵送により期限延長手続きを受けてください。（郵送の場合は期限延長をしたい旨のメモ等をお願いします。）</p> <p>なお、原則は連絡書の発行から1ヶ月以内にお手続きください。</p> <p>また、他府県にて発行された連絡書につきましては、発行元の運輸支局までお問い合わせください。</p>	